

外貨普通預金定額自動振替サービス規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、あらかじめご指定された日（以下「振替日」といいます。）にご指定された振替金額（円貨）を当行所定の相場で換算した外貨額をもって外貨普通預金口座に入金し続ける取引（以下「本取引」といいます。）にかかる手続きについて規定するもの（以下「本規定」といいます。）です。

第2条（本取引の申込と成立）

当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名およびお届け印を押印し、これを当行に提出することによって、本取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り本取引を開始します。

第3条（本取引の変更または終了の申し出）

本取引の変更または終了の申し出は、当行所定の書類に必要事項を記入のうえ署名およびお届け印を押印し、これを取扱店に本取引の変更または終了希望日の前営業日までにご提出してください。

第4条（振替日が休日等の場合）

1. 振替日当日が銀行休業日に当たる場合は翌営業日が振替日となります。ただし、この振替日の翌営業日が翌月となる場合は、この振替日の前営業日が振替日となります。
2. 振替日を毎月29日から31日に指定している場合は、当月にその応当日がない場合に限り、振替日を当月末日とします。

第5条（振替金額および支払方法）

1. 振替金額（円貨）は、5,000円以上100,000円以下でご指定された一定金額とします。
2. 振替金額（円貨）は毎月の振替日にあらかじめ指定された引落指定預金口座から口座振替にて引き落とします。この場合、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、預金払戻請求書または小切手のいずれかにもよらず引き落としを行います。
3. 振替金額（円貨）の引き落とし時点で引落指定預金口座の最終支払可能残高（総合口座貸越、バンクカードローン、BCローン、カードローンまたは当座貸越の貸越可能額を除きます。）が振替金額（円貨）に満たない場合は引き落としおよび外貨普通預金口座への振替をいたしません（振替日当日の入金であっても、当行が引き落としの事務処理をした後に入金となった場合、本取り扱いはいたしません。）。また、本取引による引き落としと他商品・サービスでの自動振替による引き落としが同日に行われる場合、そのいずれかを先に引き落とすかは当行の任意とします。
4. 引落指定預金口座は、ご本人の円貨普通預金口座または円貨当座預金口座で、本取引の入金指定口座（外貨）の開設店における同一名義人の口座に限ります。

第6条（免責）

当行が当行所定の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第7条（本取引の終了）

第3条にかかわらず、本取引は、次の各号のいずれかに該当したときは、終了するものといたします。

- (1) 金融情勢の変化・取扱い通貨国の諸事情等により、当行が解約を申し出たとき
- (2) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき
- (3) 残高不足等の理由により長期間にわたって振替実績がなく、本取引を終了することが相当と当行が判断し、

当行が解約を申し出たとき

(4)引落指定口座(円貨)または入金指定外貨普通預金口座が解約されたとき

第8条（合意管轄）

本取引に関して紛争が生じた場合には、当行本店または取扱店を管轄する裁判所を所轄裁判所とします。

第9条（外貨普通預金規定の適用）

本規定に別段の定めがないときには、当行の「外貨普通預金取引規定」を適用します。

第10条（規定の変更）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上